

徳島県環境審議会生活環境部会 会議録

1 日 時

令和2年2月4日（火） 午後2時から午後3時10分まで

2 場 所

徳島県庁 10階 大会議室

3 出席者

＜委員＞ 委員17名中12名が出席

（1号委員：学識経験者，五十音順，敬称略）

奥嶋政嗣委員，川瀬益栄委員，岸史郎委員，齋藤恵委員，貞本秀昭委員，
住村洋昌委員，百々健一委員，林紀子委員，水口裕之委員（副部会長），
本仲純子委員（部会長）

（2号委員：市町村長又はその指名する職員，五十音順，敬称略）

松崎由美委員（代理出席），福岡祐司委員

＜事務局＞

山根県民環境部副部長，佐々木環境管理課長 ほか

4 会議次第

（1）開会

（2）挨拶

（3）審議

ア 令和2年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画について

（4）その他

（5）閉会

《配付資料》

会議次第

出席者名簿

配席表

測定計画に係る徳島県知事から環境審議会会長宛ての諮問文（写）

測定計画に係る環境審議会会長から生活環境部会長宛ての付議文（写）

資料1 令和2年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画（案）概要

資料2 令和2年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画（案）

資料3 令和2年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画について

資料4 瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画

資料5 瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画の取り組み状況について

V 審議

■議事概要

【事務局】

定刻が参りましたので、ただ今から、徳島県環境審議会生活環境部会を開催いたします。

本日の出席委員は現在11名でございます。当部会の委員数17名の過半数の方に御出席いただいておりますので、徳島県環境審議会運営規程第7条第3項の規定により、この会が有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日の審議は公開となっております。

また、徳島県環境審議会運営規程第9条により、会議録の作成が義務づけられており、当部会の議事も録音させていただきますので、御了承をお願いいたします。

それでは、はじめに、県民環境部副部長の山根から御挨拶を申し上げます。

(挨拶)

【事務局】

それでは、御審議に先立ちまして、本日の会議資料の御確認をお願いいたします。

(会議資料の確認)

【事務局】

それでは審議に移りますが、業務の都合により、山根副部長はここで退席させていただきます。

(山根副部長 退席)

本日の案件については、知事から環境審議会会長に、諮問されております。

また、徳島県環境審議会運営規程第6条第1項により、環境審議会会長から当部会に付議されております。

なお、当部会の議事進行につきましては、同運営規定第3条及び第7条第2項の規定に基づき、部会長が行うこととなっておりますので、本仲部会長に議長をお願いし、議事を進行していただきます。

また、発言される際には、お手元のマイクのスイッチを入れてから御発言くださるようお願いいたします。

それでは、本仲部会長、よろしくお願いいたします。

【部会長】

本仲でございます。これからの議事の進行に当たりましては、委員の皆様方には、当審議に対する御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから審議に入りたいと思います。

まずはじめに、「令和2年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画（案）」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

（説明）

【部会長】

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明に対しまして、何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

【委員】

マイクロプラスチックについては、この計画に含まれていないようですが、今後の予定はいかがでしょうか。

【事務局】

マイクロプラスチックにつきましては、まだ環境基準も設定されておりませんので、当測定計画には、含んでおりません。

現在、環境省におきまして、状況調査が行われていると聞いておりますし、また、測定方法が国際的にも統一されておらず、知見収集中であるとのことですので、それらの情報を収集して、今後検討していきたいと考えております。

【委員】

地下水の測定において、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出されておりますが、その原因や身体への影響はどのようなのでしょうか。

また、この井戸は飲用されていたのでしょうか。

【事務局】

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による汚染の原因としては、農地への過剰な施肥や家畜排せつ物の不適正な処理、生活排水の地下浸透などが考えられます。

人への健康影響としては、「メトヘモグロビン血症」が知られております。ヘモグロビンがメトヘモグロビンへ変性することにより、酸素を運搬できなくなり、チアノーゼ（酸欠状態）等の症状が現れるものです。特に乳幼児の場合は、胃酸のpHが大人の2～3に対して4以上と高いことから、この症状が強く現れると言われております。

今回、環境基準を超過した地点は、農地に囲まれたところであり、施肥が原因ではないかと考えられますので、地元のJA等へ適切な肥料の使用についての周知をお願いいたしました。

なお、当該井戸は、生活用或いは農業用であり、飲用には使用しておりません。

【委員】

測定計画を見ると、かなりの数の測定がされておりますが、もう少し減らしても良いのではないかと感じます。その点について、検討はされているのでしょうか。

【事務局】

測定回数等については、国の通知で考え方が示されておりますが、本県においてもそれに沿った形で測定を行っております。以前に見直しは行っておりますが、効率的な測定を実施していきたいと考えております。

【事務局】

これまで、県財政の悪化等から事業の効率化が求められ、公共用水域の測定回数等についても見直しを行うため、当部会へもご相談の上、可能な範囲で減らしてきた経緯がございます。

現在の計画は、国の通知をみたすために必要な回数等だと考えております。

【委員】

地下水の測定が行われていますが、災害が発生した時のことを考えると、井戸水というのは大変重要だと思います。使える井戸がどこにどのくらいあるのかなどの情報はお持ちなのでしょうか。

【事務局】

最近、頻発する災害では、水道等ライフラインの寸断等も起こっており、災害後の水確保が問題となっております。

このため、委員御質問のとおり、井戸の活用は大変重要であると認識しております。

当課では、井戸を利用して地下水の測定を行っておりますが、測定する井戸の情報は市町村から提供を受けており、位置等の情報は市町村が所有しております。

【部会長】

いろいろ御意見が出ましたが、当部会では、報告をまとめる必要があります。事務局から、「報告（案）」を配布させていただきますので、御覧ください。

【事務局】

（報告案を配布）

【部会長】

報告（案）について、御意見はございませんでしょうか。

それでは、本案を部会報告とすることよろしいでしょうか。

では、異議もないようですので、本案をもって部会報告とさせていただきます。

それでは、事務局で報告案を朗読していただけますか。

【事務局】

（報告案を朗読）

【部会長】

ありがとうございました。
何か御意見はございませんでしょうか。

それでは、私が現在徳島県環境審議会の会長を務めておりますので、徳島県環境審議会運営規程第8条第2項の規定により、当部会の決議を環境審議会の決議として、知事に答申したいと思えます。

続きまして、「瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画の取り組み状況」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(説明)

【部会長】

ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明に対しまして、何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

【委員】

海域の栄養塩類についてですが、兵庫県では環境基準の下限値を設定したと聞いております。徳島県の方向性は、どうなのでしょう。

【事務局】

栄養塩類管理のあり方については、平成27年に改正された瀬戸内海環境保全特別措置法の附則で「5年をめぐり、あり方の検討を行う」とされており、国において令和2年度末までに検討するとしておりましたが、これを1年前倒して、今年度末に検討結果のとりまとめがされると聞いております。徳島県においても、その検討結果を踏まえ、今後検討していきたいと考えております。

【部会長】

現在、まだ研究中で、エビデンスがはっきりしていない状況だと思えます。

【委員】

「里山」に比べて「里海」という言葉は、まだ十分に浸透してないのではないかと感じますが、いかがでしょうか。

【事務局】

委員御意見のとおり、浸透はまだ十分ではないと思えます。
今後、更に県民への周知を図って参りたいと考えております。

【委員】

港湾や河川等の工事を行っていますが、堆積土砂や緑化対策も必要であり、工事完了後の水質への影響はどうかと思っています。

【事務局】

一時的な河川工事等については、水質汚濁防止法での規制対象とはなっておりませんが、一般的にシルトフェンスの設置等影響の軽減策がとられているようです。

【部会長】

他に、御意見等ございませんでしょうか。

特に御意見もないようですので、これをもちまして本日の審議を終了いたします。

議事の進行につきまして、御協力いただき、ありがとうございました。

【事務局】

それでは、閉会に当たりまして、環境管理課長の佐々木からお礼を申し上げます。

（お礼）

【事務局】

以上をもちまして、徳島県環境審議会生活環境部会を閉会いたします。

本日は、ありがとうございました。